

令和6年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

市税につきましては、平素からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地・家屋のほか、事業の用に供される償却資産についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在において、津山市内に所有している償却資産の状況を市へ申告していただきます。

つきましては、この「申告の手引き」をご参照の上、申告書を期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

申告書提出期限 令和 6 年 1 月 3 1 日（水）

- ※ 提出期限は上記のとおりですが、事務処理の都合上、1月19日（金）までにご提出いただきますようご協力をお願いいたします。
- ※ 申告書（控え）の返送を希望される方は、返信用切手・封筒を必ず同封してください。（返信用切手・封筒がない場合は返信しません）
- ※ 償却資産の有無にかかわらず、申告書は必ずご提出ください。（P.10 の6参照）
- ※ 津山市ホームページから「償却資産」で検索すると、この手引き、償却資産申告書及び種類別明細書（増加資産・全資産用）のダウンロードができます。

申告書提出先 及び お問い合わせ先	〒708-8501 岡山県津山市山北520番地 津山市税務部課税課資産税家屋係 （本庁2階 ④番窓口） TEL：（0868）32-2016
-------------------------	--



津 山 市

目 次

I 償却資産のあらまし	
1. 償却資産とは	1
2. 償却資産の種類	1
3. 申告の対象となる資産	2
4. 建築設備における家屋との区分	3
5. 業種別の主な償却資産	4
6. 家屋の所有者以外の者が所有することとなった家屋の附帯設備等	5
7. 国税と固定資産税における取扱いの相違点	5
II 固定資産税（償却資産）の課税について	
1. 納税義務者	6
2. 課税標準額	6
3. 税 率	6
4. 免 税 点	6
5. 納 期	6
6. 過年度課税	6
7. 減 免	6
8. 評価額の求め方	7
III 償却資産の申告について	
1. 申告していただく方	8
2. 申告の方法	8
3. 取得価額、取得年月及び耐用年数	9
4. 耐用年数省令の改正による耐用年数の変更	9
5. 申告に際しての注意事項	10
6. 申告をされない方・虚偽の申告をされた方	10
7. 実地調査等のお願い	10
8. 課税標準の特例及び非課税について	11
申告書の記入について	14
主な減価償却資産の耐用年数表	19
個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載について	

I 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額・減価償却費が法人税法・所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの。ただし、一部のものを除きます。(P.3 ※部分参照)

2. 償却資産の種類

資産の種類		具 体 例
1	構 築 物	舗装路面(工場の構内、作業広場、駐車場等)、橋、軌道、フェンス、門、庭園、植栽、緑化施設、駐輪場、モニュメント、二層式駐車場(周壁がないもの)、排水溝、看板、広告塔、受変電設備、ガス・石油・給水タンク、屋外給排水設備、アーケード、カーポート等
	建 物 建物附属設備	1. プレハブ等の建物で基礎がないもの又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物、ビニールハウス、簡易物置等 2. 建築設備のうちで償却資産として扱うもの (P.3「4. 建築設備における家屋との区分」参照) 3. 賃借人(テナント)が賃貸ビル・貸店舗等の家屋に取り付けた建築設備・内装・造作等で、テナントの方に所有権が留保されたもの (P.5「6. 家屋の所有者以外の者が所有することとなった家屋の附帯設備等」参照)
2	機械及び装置	金属・印刷等の製造加工機械、工作機械・木工機械等各種産業機械、土木建設機械(パワーショベル・ブルドーザー等)、その他物品の製造・加工に使用する機械、農林業用機械、自走式作業用機械、大型特殊自動車、太陽光発電設備等
3	船 舶	モーターボート、ヨット、遊覧船、漁船、作業船、客船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	トラック、台車、貨車、電車、機関車、構内運搬車等 フォークリフト等の大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号「0」「00~09及び000~099」「9」「90~99及び900~999」のもの)等 (P.2「3. 申告の対象となる資産(10)」参照) ※自動車税・軽自動車税の対象になっているものは除く
6	工 具・器 具 及 び 備 品	机、椅子、家具、陳列ケース、金庫、レジスター、冷蔵庫、ルームエアコン、電気機器、LAN配線、自動販売機、理・美容機器、医療機器、パソコン、ファクシミリ、コピー機、各種工具、その他営業用備品等

3. 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次にあげる(1)～(10)のいずれかに該当するもの。

- (1) 税務会計上、減価償却の対象としている資産
- (2) 少額資産（取扱いについては下記のとおり）

国税（法人税及び所得税）の取扱い	地方税（固定資産税）
① 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のものは、一時損金（必要な経費）に算入可能	一時に損金（必要な経費）に算入されたものは <u>申告対象外</u>
② 当該法人等の有する減価償却資産（取得価額が20万円未満）を一括して、3年間で損金（必要な経費）に算入可能（「一括償却」）	「一括償却」の対象とされたものは <u>申告対象外</u>
③ 個別償却の場合	申告対象
④ 中小企業者等の取得価額30万円未満の減価償却資産に対する特例制度により、損金算入または必要経費算入（即時償却）の場合	申告対象

- (3) 即時償却制度適用の資産（エネルギー環境負荷低減推進設備等）
- (4) 簿外資産であるが事業の用に供することができるもの
- (5) 耐用年数を経過し（減価償却済）、帳簿上残存価額のみが計上されている資産
- (6) 建設仮勘定で経理されている資産のうち、事業の用に供することができる状態にあるもの
- (7) 遊休資産・未稼働資産であっても、いつでも事業の用に供することができる状態にあるもの
- (8) 赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- (9) 福利厚生のに供するもの
- (10) 大型特殊自動車（登録の有無にかかわらず）

大型特殊自動車とは・・・

キャタピラを有する自動車、ロードローラ、ショベルローダ、フォークリフト、ホイールクレーン、ポールトレーラ並びに国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車。

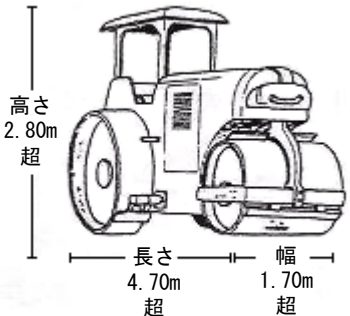
（道路運送車両法施行規則別表第1 参照）

小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）とは・・・

上記に掲げる自動車であって、大きさが、長さ4.70メートル以下、幅が1.70メートル以下、高さが2.80メートル以下の基準に該当するもの

のうち、最高速度15キロメートル毎時以下のもの。

※農耕作業車は、最高速度35キロメートル毎時未満のもの。



高さ
2.80m
超

長さ
4.70m
超

幅
1.70m
超

※ 次の資産は課税対象にならないので申告の必要はありません。

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（小型特殊自動車（フォークリフト等）、農耕作業車（トラクター、乗用田植機、コンバイン等）を含む）
- ② 生物（観賞用・興行用生物は除く）
- ③ 無形減価償却資産（例：商標権、営業権、ソフトウェア等）
- ④ 耐用年数が1年に満たないもの（使用可能期間が1年未満のもの）
- ⑤ 繰延資産 ⑥ 棚卸資産 ⑦ 美術品等（1点100万円以上のもの）

4. 建築設備における家屋との区分

建築設備については家屋と償却資産に区分して課税することになっており、主な区分は下記のとおりです。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
受変電設備	自家用発電設備、受変電設備（配線等を含む）	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、灯光機、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備・屋内外照明器具	屋内照明配線設備、配分電盤
太陽光発電設備	太陽光発電設備一式（右記以外のもの）	太陽光発電設備一式（屋根建材一体型）
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線、配管
電気時計設備	時計、端子盤等の装置・器具類	
インターホン設備		親機、子機、集合玄関機、配線、配管
火災報知装置	屋外の装置（配線等を含む）	屋内の装置
消火設備	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	監視盤、センサー、配線、配管	
避雷設備、換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備 給排水設備	特定の生産又は業務用設備（配管等を含む）、 屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコン	家屋と一体となっている設備
厨房設備	業務用の厨房設備（飲食店、ホテル、旅館、病院、社員食堂等）	システムキッチン（特定の生産又は業務用の厨房設備を除く）
洗濯設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機	
運搬設備	生産ライン用リフト、ベルトコンベアー	エレベーター、ダムウェーター、リフト、エスカレーター
簡易間仕切り	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの

5. 業種別の主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示すると、下記のとおりです。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	パソコン、コピー機、応接セット、ルームエアコン、キャビネット、レジスター、金庫、自動販売機、看板（箱文字、袖等）、案内板、舗装路面、駐車場設備、屋外給排水設備、簡易間仕切り等 [テナント] 内外装・内部造作等
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備等
印 刷 業	印刷機、製版機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の大型特殊自動車、発電機等
料 理 飲 食 業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、日除け等
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、パーマ器、ドライヤー、テレビ、消毒殺菌設備、サインポール等
医（歯科）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、ガス（麻酔等）設備等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置等
不 動 産 貸 付 業	受変電設備、中央監視制御装置、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備等
ア パ ー ト 経 営 業	フェンス、門、屋外電気・給排水・ガス設備、自転車置場、ゴミ置場、プロパン庫、簡易物置等（家屋で課税されるものを除く）
駐 車 場 業	受変電設備、駐車装置（機械装置、ターンテーブル）、駐車料金自動計算装置等
ガ ソ リ ン ス タ ン ド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンク等
自 動 車 修 理 業	旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具等
公 衆 浴 場	温水器、ろ過機、ボイラー、オイルバーナー、ポンプ、コインランドリー設備等
ホ テ ル ・ 旅 館 業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品等
カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等
パ チ ン コ 店 ゲ ー ム セ ン タ ー	パチンコ器、パチスロ器、パチンコ器取付台（シマ工事）、ゲーム機、両替機、玉貸機、店内放送設備、防犯監視設備等
ゴ ル フ 練 習 場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、芝生、ゴルフボール自動貸出機、集玉設備等

6. 家屋の所有者以外の者が所有することとなった家屋の附帯設備等

本市では家屋の所有者以外の者が事業の用に供するために取り付けた資産（特定附帯設備）については、取り付けた者を所有者とみなし償却資産として取り扱うことを定めています。（津山市税賦課徴収条例第51条第8項）具体的には次のようなものがあります。

①建築設備及び特殊設備

建築設備・・・電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、防災設備、空調設備、運搬設備

特殊設備・・・舞台、固定椅子、ルーバー、グリル、カウンター、造付家具等

②省令で定めるもの（地方税法施行規則第10条の2の15）

木造家屋・・・外壁仕上、内壁仕上、天井仕上、造作、床、建具

非木造家屋・・・外周壁骨組、間仕切骨組、外壁仕上、内壁仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具

※①②以外でも家屋所有者以外の者が事業の用に供するために取り付けた資産は、家屋に属する部分であっても家屋以外の資産（償却資産）とみなして取り扱うこととなっています。

7. 国税と固定資産税における取扱いの相違点

項目	国税（法人税及び所得税）の取扱い	地方税（固定資産税）
償却計算の期間	法人：事業年度 個人：暦年	暦年（賦課期日制度） （1月1日）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制 [定率法の場合] H24.4.1以降取得分は「200%定率法」 H19.4.1～H24.3.31取得分は「250%定率法」 H19.3.31以前取得分は「旧定率法」	定率法 〔減価率は法人税法等の 「旧定率法」で使用す る償却率と同様〕
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません（注1）
特別・割増償却 （租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却 （所得税・法人税）	認められます	認められます（注2）
評価額の 最低限度額	備忘価格（1円）	取得価額の100分の5
改良費 （資本的支出）	原則区分評価 一部合算も可	区分評価 〔改良を加えた資産と改良 費を区分して評価する〕
中小企業者の少額減価償却資産の損金算入の特例	認められます	認められません

（注1） 固定資産税の取扱いでは圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で、取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

（注2） 平成23年度税制改正に伴い、陳腐化償却制度が廃止され、耐用年数の短縮特例に含まれることとなりました。ただし旧法人税法施行令第60条の2又は旧所得税法施行令第133条の2の規定により陳腐化償却制度に係る国税局長の承認を受けているものは引続き適用となります。この場合、国税局長の承認通知書の写しが必要となりますので、申告の際に添付してください。

Ⅱ 固定資産税（償却資産）の課税について

1. 納税義務者

令和6年1月1日現在の償却資産の所有者です。

2. 課税標準額

令和6年1月1日現在の全資産の『評価額』の合計が『決定価格』となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は特例適用後の額、適用がない場合は決定価格がそのまま『課税標準額』となります。

3. 税 率

税率は1.4/100です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline \text{(1,000円未満切捨て)} \\ \hline \end{array} \times \frac{1.4}{100} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \text{(100円未満切捨て)} \\ \hline \end{array}$$

4. 免税点

償却資産の課税標準額（全資産の合計額）が、150万円未満の場合は課税されません。

5. 納 期（令和6年度予定）

1期（全期）	4月30日
2期	7月31日
3期	9月30日
4期	12月25日

6. 過年度課税

今回の申告で、令和5年1月1日以前に取得していたが、申告漏れとなっていた資産があった場合、過年度（令和2・3・4・5年度）のうち、課税標準額が150万円以上になった年度が課税されます。

7. 減 免

災害その他の事故により著しく損傷した資産がある場合は、固定資産税の減免の取扱いがあります。詳しくは担当係（TEL0868-32-2016）までお問い合わせください。

8. 評価額の求め方

償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として評価します。
 評価額は、一品ごとに次の算式により求められます。

- ・ 前年中に取得した資産
 取得価額 × (1 - r / 2)
- ・ 前年前に取得した資産
 前年度評価額 × (1 - r)

※ r・・・耐用年数に應ずる減価率（下表参照）

評価額の最低限度は取得価格の5 / 100です。

減価残存率表

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1 - r / 2	1 - r			1 - r / 2	1 - r
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924

(注) 減価率については減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第7
 (旧定率法の償却率) によるものです。

Ⅲ 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

事業（製造業、販売業、建設業、サービス業、不動産賃貸業、農業等のすべての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方、又は、これらの資産を他に貸付けている方。

なお、償却資産の有無にかかわらず、申告書は必ず提出してください。（P.10の6参照）

2. 申告の方法

（1）申告事項

令和6年1月1日現在所有し、かつ津山市内に存在する償却資産の状況等について、P.14～18の「申告書の記入について」に従って申告してください。

なお、私製様式により申告される場合、市からお送りした「償却資産申告書」の用紙（記入は不要です）を必ず添付してください。（電子申告の場合は省略可）

（2）申告方法と提出書類

下表の区分により○印のついている書類を提出してください。

- ① 令和5年中に新たに事業を開始された方
 今回初めて申告される方 } 全資産申告

申告の区分	償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	注 意 点
申告資産あり	○	○	資産の多少にかかわらず必ず申告してください。
申告資産なし	○	×	申告書の「18」欄の『該当資産なし』にチェックを入れてください。

- ② 前年度以前に申告された方（電算申告は除く） 資産の増減申告

申告の区分	償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	種類別明細書		注 意 点
		(増加資産・全資産用)	(減少資産用)	
資産増減なし	○	×	×	申告書の「18」欄の『資産に増減なし』にチェックを入れてください。
増加資産のみあり	○	○	×	1. 令和5年1月2日～令和6年1月1日の間の資産の増減について記入してください。申告漏れの資産についても記入してください。 2. 種類別明細書（減少資産用）に前年までに申告された内容を打出していますので減少する資産の行番号と取得価格を○で囲んでください。
減少資産のみあり	○	×	○	
資産増減両方あり	○	○	○	

- ③ 電算申告される方 全資産申告

3. 取得価額、取得年月及び耐用年数

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、所得税又は法人税の取扱いと同じです。ただし、以下の点にご注意ください。

- ・消費税の取扱いについては、税込処理をしている場合は税込価格を、税抜処理をしている場合は税抜価格をそれぞれ取得価額としてください。
- ・補助金等の交付を受けて取得し、圧縮記帳している資産については、本来の価格（圧縮をしない価格）で申告してください。（P.5「7. 国税と固定資産税における取扱いの相違点」注1参照）

(2) 取得年月

資産の所有権を取得し、かつ、その資産を事業の用に供することができる状態になった時期が取得年月となります。従って、資産の所有権を取得した日が、必ずしも取得年月であるとは限りません。

(3) 耐用年数

耐用年数は所得税又は法人税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。耐用年数は次の3種類があります。

- ① 法定耐用年数・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第1、2、5及び6に掲げられた耐用年数
(P.19「主な減価償却資産の耐用年数表」参照)
- ② 中古見積耐用年数・・・同省令第3条の規定により見積もった耐用年数
- ③ 短縮耐用年数・・・法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受けた耐用年数

4. 耐用年数省令の改正による耐用年数の変更

平成20年度税制改正において耐用年数省令の見直しが行なわれました。このため、固定資産税（償却資産）の評価は、既存資産を含めて、平成21年度分から改正後の耐用年数が適用となります。

なお、既存資産について耐用年数の変更がある場合は、申告が必要となります。種類別明細書（減少資産用）において、「改正後耐年」欄に改正後の耐用年数、「摘要」欄には「省令改正による」と記入してください。

また、申告漏れ・移動等の増加事由で、取得年月が平成19年12月以前の資産を種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入する場合は、「改正前耐年」欄に改正前の耐用年数、「耐用年数」欄に改正後の耐用年数を記入してください。

※ 詳しくはP.14～18「申告書の記入について」参照。

※ 津山市ホームページに、耐用年数表の新旧対応関係表を掲載していますのでご覧ください。

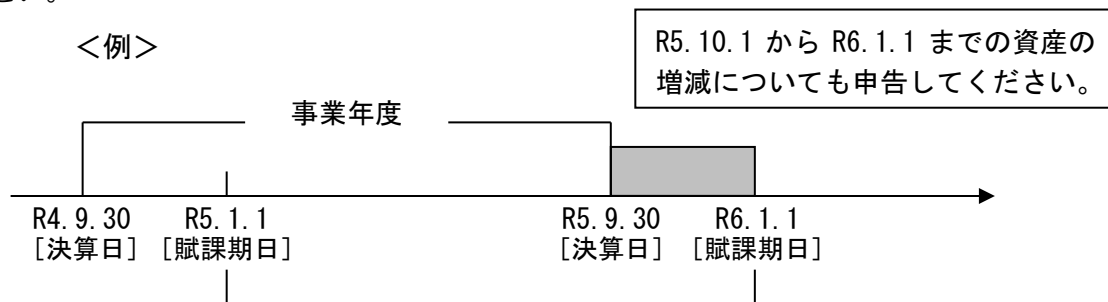
5. 申告に際しての注意事項

(1) 次の点に特に注意してください。

- ・ 本年度の課税標準額が免税点未満になると判断される場合でも、申告は必要です。
- ・ 法人成り、解散、事業所閉鎖等の場合は、その旨と異動年月日を申告してください。
- ・ 所有権留保付割賦販売資産については、原則買主の方が申告してください。
- ・ 改良費は、区分評価となりますので本体部に加算せずに、個別の資産として申告してください。耐用年数は、本体部と同じ年数にしてください。

(2) 固定資産税の賦課期日（1月1日）と事業年度との関係

決算日から賦課期日までの資産の増減についても、申告漏れのないように注意してください。



(3) リース資産の取り扱い

資産の所有権が移転しない（所有権移転外）リースの場合、原則としてリース会社に申告の義務があります。また、リース期間終了後に借主に無償で譲渡される予定の資産など、実質的に所有権留保付割賦販売資産とみなされる場合、借主の申告が必要です。

6. 申告をされない方・虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合、津山市税賦課徴収条例第72条の規定により10万円以下の過料を科せられることがあるほか、地方税法第368条の規定により過不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等が科せられることがあります。

7. 実地調査等のお願い

本市では、所有資産を確認するため、地方税法第353条（固定資産税調査・質問検査）及び第408条（実地調査）に基づき、次の①～③による申告内容の確認調査を行います。その際、国税申告書添付書類（減価償却資産内訳・明細書（写）、又は減価償却費の計算書（写））等の提出を求めますので、ご協力をお願いします。

- ① 資産の所在地における実地調査
- ② 本社（事業所）における帳簿等調査
- ③ 郵送による帳簿等（写）の提出依頼

〔注〕正当な理由がなく上記の調査に協力されない場合は、罰金等が科せられることがあります。

8. 課税標準の特例及び非課税について

該当する資産がありましたら、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に『特例該当』又は『非課税該当』と記入し、添付書類（コピー可）と併せて提出してください。

＜注意事項＞

- ・令和5年度現在、主なものは次のとおりです。このうち、政令・総務省令等で定める要件を満たすもののみが対象となります。
- ・令和5年度の法改正により、課税標準の特例及び非課税の内容が変更又は廃止されたものがあります。

（1）課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等の規定により、次ページに掲げる償却資産（抜粋）については課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

（2）非課税

地方税法第348条に規定されている資産については固定資産税が課税されません。ただし、次の点に注意してください。

- ・非課税資産は、各項目のうち政令又は総務省令で定められたものに限りです。
- ・非課税資産については、法令の改正により内容が変更される場合があります。
- ・固定資産を有料で借り受けた者が、地方税法第348条第2項の各号に掲げる固定資産として使用する場合には、固定資産税は当該固定資産の所有者に課することができます。

課税標準の特例適用資産（抜粋）

（令和5年10月現在）

地方税法	資産の種類	範囲	特例率	添付書類		
第三四九条の三	第2項	ガス事業用資産 （地方税法施行令第52条の2第2項で定める資産）	ガス導管事業者（ガス事業法第2条第6項で定める者）が一般ガス導管事業の用に供する償却資産を新設した場合	1/3 ～2/3	・ガス事業法による許可書写し	
	第3項	農業協同組合、中小企業等協同組合、その他の政令で定める法人が、農林漁業又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置	政府の補助又は資産の貸付を受けて取得したもので1台又は1基の取得価格が政令に定める価格以上のもの	1/2	・国の行政機関の作成した計画書の写し、並びに補助又は貸付決定通知書の写し	
附則第十五条	第1項第2号	営業用倉庫に附属する機械設備	流通機能の高度化に寄与する倉庫	3/4	・地方運輸局長の証明写真写し ・カタログの仕様書等	
	第2項	第1号 わがまち特例	汚水又は廃液の処理施設	水質汚濁防止法に規定する特定施設がある事業場の汚水又は廃液の処理施設	1/2 (津山市の場合)	・特定施設届出書写し ・配置図
		第2号	ごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設で総務省令で定めるもの	1/2	・配置図
		第3号	一般廃棄物の最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物処理施設で、	2/3	・産業廃棄物処理施設設置(変更)届出受理書の写し ・配置図
		第4号 イ	産業廃棄物(石綿等が含まれているもの)の処理施設	総務省令で定めるもの	1/2	
		第4号 ロ	同号イに掲げる施設以外の産業廃棄物処理施設	総務省令で定めるもの	1/3	
	第5号 わがまち特例	下水道法に規定する公共下水道使用者が設置した除害施設	沈殿又は浮上装置、油水分離装置及び污泥処理装置等並びにこれらの附属設備	3/4 (津山市の場合)	・除害施設届出書写し ・配置図	

地方税法		資産の種類	範囲	特例率	添付書類
附則第十五条	第25項(旧第33項)	太陽光発電設備 (自家消費型) 平成30年4月1日 ～令和6年3月31日 取得分	認定発電設備対象外設備かつ再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けたもの	1,000kW未満 2/3 (津山市の場合)	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定通知書等の写し
	第23項	第2号イ わがまち特例		1,000kW以上 3/4 (津山市の場合)	
	第28項 わがまち特例	浸水防止用設備	水防法が規定する洪水浸水想定区域に存在する市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等の所有者又は管理者が、当該地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水防止を図る設備で総務省令で定めるもの	2/3 (津山市の場合)	・基準に適合することがわかる書類 ・配置図
附則旧第六十四条	わがまち特例 (令和5年3月31日以前取得のもの)	先端設備等(構築物、建物附属設備、機械及び装置、工具・器具及び備品) (附則第15条旧第41項及び附則旧第64条で令和3年3月31日までに取得したものも同様)	中小企業者等が先端設備等導入計画に基づき旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上している一定の設備を新規取得した場合	賃上げ表明なし 1/2 (津山市の場合)	・計画の申請書及び認定書の写し等
				賃上げ表明あり 1/3 (津山市の場合)	
附則旧第六十四条	わがまち特例 (令和5年3月31日以前取得のもの)	先端設備等(構築物、建物附属設備、機械及び装置、工具・器具及び備品) (附則第15条旧第41項及び附則旧第64条で令和3年3月31日までに取得したものも同様)	中小企業者等が先端設備等導入計画に基づき旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上している一定の設備を新規取得した場合	0 (津山市の場合)	・計画の申請書及び認定書の写し等 ・工業会等による設備の仕様証明書の写し

※この他にも特例がありますので、対象の資産がある場合はご相談下さい。

申告書の記入について

- 1 電子申告（eLTAX）を利用する際の注意点・・・・・・・・・・ P.15
- 2 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の
記入例及び書き方・・・・・・・・・・ P.16
- 3 種類別明細書（減少資産用）の
記入例及び書き方・・・・・・・・・・ P.17
- 4 種類別明細書（増加資産・全資産用）の
記入例及び書き方・・・・・・・・・・ P.18

電子申告（eLTAx）を利用する際の注意点

平成22年度償却資産申告より、津山市においても電子申告の受付を行っております。電子申告を利用する際は、以下の点にご留意ください。

- 1 津山市においては、電子申告に記入された、評価額、決定価格及び課税標準額が、計算上問題ないと判断した場合は、次年度より申告書のみの送付とし、種類別明細書（減少資産用）の送付はしません。

電子申告は利用するが、従来どおり種類別明細書（減少資産用）が必要な場合は、備考欄に「種類別明細書（減少資産用）送付希望」と記入してください。

- 2 津山市より送付した申告書の「前年前に取得したもの（イ）」の欄の額を必ず確認し、これと一致させてください。

- 3 種類別明細書（増加資産・全資産用）において、各項目に入力漏れがないか確認してください。

- 4 津山市より送付した種類別明細書（減少資産用）の登録内容を必ず確認した上で申告してください。登録内容に誤りがあった場合は摘要欄に「取得年月訂正」等、その旨を記入してください。

- 5 P.5の「7. 国税と固定資産税における取扱いの相違点」を確認し、特に圧縮記帳、改良費の区分評価、少額資産の取扱いについて注意してください。

- 6 減少資産の確認をすることがありますので、ご協力お願いします。

1. 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

住所、電話番号、氏名を記入してください。

この申告に应答する者の係及び氏名、税理士の氏名を記入してください。

個人事業主の場合は個人番号（12桁）、法人の場合は法人番号（13桁）を記入してください。（裏表紙参照）

令和 6 年 1 月 16 日 令和 6 年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

住所：つやましやまきた 津山市山北 5 2 0 番地
 電話番号：23-2111
 氏名：かぶしがいしや つやま だいひょうとりしまりやく つやまたらう 株式会社 津山 代表取締役 津山 太郎
 個人番号又は法人番号：1234567891234
 事業種目：金属製品製造、飲食店
 事業開始年月：平成 8 年 9 月
 この申告に应答する者の係及び氏名：津山 次郎
 税理士等の氏名：山北 一郎

資産の種類	前年前に取得したもの (a)	前年中に減少したもの (b)	前年中に取得したもの (c)	計 ((a)-(b)+(c)) (d)
1 構築物	15,487,188		5,928,000	21,415,188
2 機械及び装置	46,060,634	4,870,635	24,052,500	65,242,499
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬用具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計	61,547,822	4,870,635	35,441,800	92,118,987

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
 ① 津山市山北 5 2 0
 ② 津山市山下 9 2
 16 借用資産 (有・無)
 (株)岡山リース
 17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 ・ 借家
 18 資産に増減なし 該当資産なし
 19 転出・廃業・解散・その他(年 月 日)
 20 備考(添付書類等)

津山市内の償却資産の所在地を全て記入してください。

借用資産（リース資産）の有無について該当する方を○で囲んでください。
 借用資産（リース資産）がある場合は、貸主（リース業者）の氏名を記入してください。

前年中の資産の状況について取得価額を記入してください。
 前年前に取得したもの・・・前年前までに申告された資産の合計
 前年中に減少したもの・・・前年中に減少した資産の取得価額
 （減少資産明細書の減少分合計と一致します）
 前年中に取得したもの・・・前年中に取得した資産及び前年前に申告もれになっていた資産の取得価額
 （増加資産明細書の増加分合計と一致します）

2. 種類別明細書（減少資産用）の書き方

○前年までに申告された資産の全てを出力しています。その中で前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）において、売却、滅失、他市町村への移動等で減少した資産について行番号と取得価額を○で囲み摘要欄にその理由（○○市町村へ移動、廃棄、除却等）を記入してください。

また、一部の資産が減少する場合は特に、その内容がわかるよう具体的に減少後の取得価格・数量等を記入してください。

※今年初めて申告される方は、記入の必要はありません。

減少した資産の行番号、取得価額を○で囲んでください。

耐用年数省令の改正により耐用年数の変更がある場合、改正後の耐用年数を記入してください。

令和 6 年度		種類別明細書（減少資産用）										所有者名		1枚のうち		
所有者コード		※印字されている内容は、昨年までの申告に基づいた全資産の明細です。										株式会社 津山		1枚目		
行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分				摘要			
				年号	年	月			1売却	2滅失	3移動	4その他		1全部	2一部	
01	100010	舗装工事	1	H	8	9	8,533,891	10	1	2	3	4	1	2		
02	100011	コンクリート擁壁工事	1	H	8	9	1,653,890	30	1	2	3	4	1	2		
03	100012	高圧引込設備	1	H	8	9	981,850	15	1	2	3	4	1	2		
04	100013	受変電設備(キュービクル)	1	H	8	9	4,317,557	15	1	2	3	4	1	2		
05	200010	動力幹線設備	1	H	8	9	17,397,818	15	10	1	2	3	4	1	2	
06	200011	エア配管設備	1	H	8	9	6,436,571	15	10	1	2	3	4	1	2	
07	200012	垂直搬送機	3	H	8	9	12,856,905	15	10	1	2	3	4	1	2	3台の内1台岡山市へ移動 残り2台8,571,270円
08	200013	NC旋盤	1	H	19	10	8,784,340	15	10	1	2	3	4	1	2	
09	200014	高速切断機	1	R	2	10	585,000	15	10	1	2	3	4	1	2	R5.8廃棄処分
10										1	2	3	4	1	2	
11										1	2	3	4	1	2	
12											2					
13																
14																
15											1	2	3	4	1	2
16											1	2	3	4	1	2
17											1	2	3	4	1	2
18																

該当する事由、区分の番号を○で囲んでください。

* 減少した資産の行番号と取得価額を○で囲んでください。
 * 減少資産がない場合は、この明細書の表を省略してください。
 * 改正後耐用年欄は、前年度までに申告された耐用年数に改正による耐用年数に変更がある場合は、改正後の耐用年数を記入してください。

資産の一部が減少した場合は、残数量、残額について記入してください。
 移動した場合は移動先の市町村名等を、売却した場合は売却先等を記入してください。
 耐用年数省令の改正により「改正後耐年」欄を記入した場合は、「省令改正による」と記入してください。

3. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

○前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）において、新たに取得した資産及び前年前に申告漏れになっていた資産を記入してください。

※今年初めて申告される方は、令和6年1月1日現在所有している資産を全部記入してください。

1種から6種までを記入してください。（P.1 参照）

漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字を使用して20字以内で記入してください。

該当する事由の番号を○で囲んでください。

行番号	資産の種別	資産コード	資産の名称等	数	取得年月			取得価額		改正前耐年	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例率	課税標準の特例コード	増加事由	摘要
					年号	年	月	千円	円								
01	1	5.0.01234	店舗改装（造作工事）	1	5	5	9	3,806	700	20	0.				○1	テナント資産	
02	1		店舗改装（電気設備）	1	5	5	9	1,253	800	15	0.				○2	テナント資産	
03	1		店舗改装（給排水衛生設備）	1	5	5	9	867	500	15	0.				○2	テナント資産	
04											0.				1-2		
05	2		廃水処理装置（E-27N）	1	5	5	4	7,805	200	10	0.				○2		
06	2		機器用ブローチ盤（K-2N）	1	5	5	4	4,973	800	10	0.				○2		
07	2		真空超音波洗浄機（J-13N）	1	4	19	3	8,564	800	15	10.				○2	申告もれ「省令改正あり」	
08	2		業務用厨房設備	1	5	5	9	2,708	700	8	0.				○2		
09											0.				1-2		
10	6		什器備品	1	5	5	9	4,806	300	5	0.				○2		
11	6		ルームエアコン	1	5	5	9	375	000	6	0.				○2		
12	6		パソコン	1	5	1	5	280	000	4	0.				○2	申告もれ	
13											0.				1-2		
14											0.				1-2		

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○を付けてください。
 「取得年月」の年号の欄は、明治…1 大正…2 昭和…3 平成…4 令和…5の各数字を記入してください。
 「改正前耐年」の欄は、平成19年12月以前の取得資産について「耐用年数省令改正」によりその適用があった場合のみ改正前の耐用年数を記入してください。「摘要」欄には「省令改正あり」と記入してください。

課税標準の特例が適用される資産、非課税資産についてはその適用条項を記入してください。

移動による受入れがある場合は、移動元を記入してください。

申告もれの場合は、「申告もれ」と記入してください。

耐用年数省令の改正により「改正前耐年」欄を記入した場合は、「省令改正あり」と記入してください。

主な減価償却資産の耐用年数表

別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表（抜粋）

構 築 物

構造又は用途	細 目	耐用年数
広告用のもの	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石造のもの	15
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
	ビチューマルス敷のもの	3
金属造のもの（前掲を除く）	露天式立体駐車設備	15

建物附属設備

構造又は用途	細 目	耐用年数
電気設備（照明設備を含む）	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水又は衛生設備及びガス設備		15
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22kW以下のもの）	13
	その他のもの	15
店用簡易装備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15

船 舶

細 目	耐用年数
モーターボート	4
ボート・ヨット	5

車両及び運搬具

細 目	耐用年数
フォークリフト	4
自転車	2

工 具

構造又は用途	細 目	耐用年数
測定工具及び検査工具		5
治具及び取付工具		3

構造又は用途	細目	耐用年数
ロール	金属圧延用のもの	4
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	3
型（型枠を含む）鍛圧 工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2
	その他のもの	3
切削工具		2
活字及び活字に常用 される金属	購入活字	2
	自製活字及び活字に常用される金属	8

器具及び備品

構造又は用途	細目	耐用年数
家具、電気機器、ガス 機器及び家庭用品（他 に掲げるものを除く）	事務机、事務椅子及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8
	ベッド	8
	陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 8
	その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 15 8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）	4
	じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの その他のもの	3 6
	食事又は厨房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	2 5
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8

構造又は用途	細目	耐用年数
事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	3 5
	電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く） その他のもの	4 5
	複写機、計算機（電子計算機を除く）金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター及びファクシミリ	5
	インターホーン及び放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	6 10
時計、試験機器及び測定機器	時計	10
	度量衡器	5
	試験又は測定機器	5
光学機器及び写真製作機器	オペラグラス	2
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8
看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	マネキン人形及び模型	2
	その他のもの 主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
理容又は美容機器		5
医療機器	レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの	4 6
	消毒殺菌機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8
	その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5

構造又は用途	細目	耐用年数
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	8
	パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2
	碁、将棋、麻雀、その他の遊戯具	5
	スポーツ具	3
	劇場用観客椅子	3
	緞帳及び幕	5
	衣装、かつら、小道具及び大道具	2
	その他のもの 主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
前掲のもの以外のもの	楽器	5
	自動販売機（手動のものを含む）	5
	無人駐車管理装置	5
	焼却炉	5
	その他のもの 主として金属製のもの	10
	その他のもの	5

別表第2 機械及び装置の耐用年数表

平成20年度税制改正により、耐用年数省令の改正が行なわれ、機械及び装置の耐用年数表が大きく変更されました。（P.9参照）

以下の表は改正後の耐用年数表となっています。

津山市ホームページに、耐用年数表の新旧対応関係表を掲載していますのでご覧ください。

設備の種類	細目	耐用年数
食料品製造業用設備		10
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10
繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	
	黒鉛化炉	3
	その他の設備	7
	その他の設備	7
木材又は木製品（家具を除く）製造業用設備		8
家具又は装備品製造業用設備		11
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		12
印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
	製本業用設備	7
	新聞業用設備	
	モニタイプ、写真又は通信設備	3
	その他の設備	10
	その他の設備	10

設備の種類	細目	耐用年数
化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5
	塩化りん製造設備	4
	活性炭製造設備	5
	ゼラチン又はにかわ製造設備	5
	半導体用フォトリソグラフ製造設備	5
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5
	その他の設備	8
石油製品又は石炭製品製造業用設備		7
プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く）		8
ゴム製品製造業用設備		9
なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		9
窯業又は土石製品製造業用設備		9
鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	9
	その他の設備	14
非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	11
	その他の設備	7
金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6
	その他の設備	10
はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう）製造業用設備（第20号及び第22号に掲げるものを除く）		12
生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう）製造業用設備（次号及び第21号に掲げるものを除く）	金属加工機械製造設備	9
	その他の設備	12
業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む）をいう）製造業用設備（第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く）		7

設備の種類	細目	耐用年数
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク製造設備	6
	プリント配線基板製造設備	6
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5
	その他の設備	8
電気機械器具製造業用設備		7
情報通信機械器具製造業用設備		8
輸送用機械器具製造業用設備		9
その他の製造業用設備		9
農業用設備		7
林業用設備		5
漁業用設備（次号に掲げるものを除く）		5
水産養殖業用設備		5
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備	
	坑井設備	3
	掘さく設備	6
	その他の設備	12
	その他の設備	6
総合工事業用設備		6
電気業用設備	電気業用水力発電設備	22
	その他の水力発電設備	20
	汽力発電設備	15
	内燃力又はガスタービン発電設備	15
	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	
	需要者用計器	15
	柱上変圧器	18
	その他の設備	22
	鉄道又は軌道業用変電設備	15
その他の設備		
主として金属製のもの	17	
その他のもの	8	
ガス業用設備	製造用設備	10
	供給用設備	
	鋳鉄製導管	22
	鋳鉄製導管以外の導管	13
	需要者用計量器	13
	その他の設備	15
その他の設備		
主として金属製のもの	17	
その他のもの	8	
熱供給業用設備		17
水道業用設備		18

設備の種類	細目	耐用年数
通信業用設備		9
放送業用設備		6
映像、音声又は文字情報制作業用設備		8
鉄道業用設備	自動改札装置	5
	その他の設備	12
道路貨物運送業用設備		12
倉庫業用設備		12
運輸に附帯するサービス業用設備		10
飲食料品卸売業用設備		10
建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯蔵を除外）	13
	その他の設備	8
飲食料品小売業用設備		9
その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
	その他の設備 主として金属製のもの	17
	その他のもの	8
技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く）	計量証明業用設備	8
	その他の設備	14
宿泊業用設備		10
飲食店業用設備		8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13
その他の生活関連サービス業用設備		6
娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備	11
	遊園地用設備	7
	ボウリング場用設備	13
	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	17 8
教育業（学校教育業を除く）又は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備	5
	その他の設備 主として金属製のもの	17
	その他のもの	8
自動車整備業用設備		15
その他のサービス業用設備		12
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備	10
	ブルドーザー、パワーショベルその他の 自走式作業用機械設備	8
	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	17 8

※ 提出の前に次の確認をお願いします。

チェック

- 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- 増加資産の取得年月は正しく記入されていますか？
- 資産の種類は記入されていますか？
- 増加事由の欄（1～4）の記入はありますか？

個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載について

1 本人確認資料の添付または提示について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合（P.16参照）、確認資料の写し（コピー）を申告書に添付または提示していただくようお願いいたします。

法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

(1) 本人が申告書を提出する場合

・マイナンバーカード

1点で申告可

A【番号確認】通知カード、住民票（個人番号が記載されたもの）等

B【本人確認】運転免許証、健康保険証 等

A+Bの

2点で申告可

(2) 代理人が申告書を提出する場合

a【代理権確認】税務代理権限証、委任状（原本）等

b【代理人の身元確認】代理人のマイナンバーカード（表面）、代理人の運転免許証、
代理人の税理士証票 等

c【本人の番号確認】本人のマイナンバーカード（裏面）、本人の通知カード、
本人の住民票（個人番号が記載されたもの）等

a+b+cの

3点で申告可

※上記以外の本人確認資料については、津山市役所税務部課税課（Tel. 0868-32-2016）までお問い合わせください。

(3) 郵送で申告書を提出する場合

(1) または (2) の本人確認資料の写しを申告書に添付し、郵送してください。

2 お願い

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。